岡谷市再生可能エネルギーポテンシャル調査等業務企画提案仕様書

１．業務名

岡谷市再生可能エネルギーポテンシャル調査等業務委託

２．業務の基本方針

　　本業務は、環境省補助事業である「令和４年度（第２次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第１号の１）（以下「環境省補助金」という。）を活用の上、実施するものであり、受託者は業務の実施に当たり、同補助事業交付規程及び関連事項について十分把握、整合の上、実施するものとする。

３．業務内容

（１）現状分析

世界、日本、長野県における再生可能エネルギーの動向分析、本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必要な情報について分析すること。

（２）先進事例等の調査

・エネルギーの地産地消に関する先進的な取組事例について、調査、分析及び整理を行うこと。

・整理にあたっては、各事例の概要（事業の目的、電力の調達先・供給先、収益の流れ、コスト構造、体制、メリット・デメリット等）を調査し、課題及び成果（事業採算性、取組の効果、排出量削減以外の効果等）など、今後の検討に必要となる項目について分析すること。

　（３）温室効果ガス排出量に関する推計

現状分析を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を行うこと（２０３０年度、２０５０年度）。

・将来推計においては、部門ごとの推計、対策効果の組み込みを行うなど、説得力のある推計となるよう工夫すること。

・「ＢＡＵ」、「脱炭素達成パターン」での推計は必須とし、可能な限り複数のパターンで推計すること。

　（４）既存計画・施策等の検証

「第５次岡谷市環境基本計画」ならびに「第２次岡谷市地球温暖化対策実行計画」に掲げた目標・施策等を検証すること。

（５）再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

（１）～（４）を踏まえ、本市における再エネ導入のポテンシャルを統計、 現地調査等を踏まえて推計すること。

（６）再生可能エネルギー導入と目標設定

２０５０年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再生可能エネルギー導入並びにその他の脱炭素に資する目標を設定すること。

・本市における再生可能エネルギー導入の可能性、将来のエネルギー消費量、他地域との連携の観点等を踏まえた上で、地域特性を適切に考慮しつつ意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定すること。

・既存技術で対応が可能な２０３０年度までの導入目標と、今後の技術革新を見据えた２０５０年度までの導入目標を、再生可能エネルギーの種別ごとに設定すること。

（７）将来ビジョンの策定

作成した目標及び地域脱炭素を実現するための将来ビジョンを策定すること。

・本市において地域脱炭素を実現した将来ビジョンおよび実現に必要な技術、施策、事業、行動変容などを明らかにしたシナリオを策定すること。

・脱炭素社会の実現について具体的なイメージが提示され、市民や事業者にとってわかりやすく、地域課題が解決される方向性が描けるよう工夫すること。

・２０３０年度、２０５０年度の部門別の削減目標（量）も明らかにすること。

（８）施策検討

再生可能エネルギーの利活用及び省エネルギーの推進に関する施策の検討・構築等 ・基礎調査の結果等を踏まえ、地域の再生可能エネルギーを最大限に利活用するために、本市が目指すべき、実現性、持続性及び費用対効果の高い施策について、以下の①～⑤を中心に検討すること。

①公共施設等におけるエネルギーの地産地消の推進（公共施設のZEB化、ごみ焼却施設の廃棄物発電による電力の活用等）

②市域内の再生可能エネルギーの導入拡大

③市域内の省エネルギー対策

④市域内での余剰電力の有効活用 （住工混在地域における電力シェアの推進等）

⑤市域外の再生可能エネルギーの利用・施策の構築に向けて、必要となる全ての事項（法制度や技術面での課題、事業性評価、事業スキーム、予算、実施体制、スケジュール等）について検討及び整理すること。

・国等の補助事業の積極的な活用を図るため、各手法に活用可能な補助事業と条件等を整理すること。

・令和６年度から実施できる事業候補案を、令和５年１０月までに提示し、継続的に本市と協議を行うこと。

（９）効果検証及び新たな成果指標の検討

・（８）の施策における、温室効果ガス排出削減量、再生可能エネルギー等の導入量、経済効果等についての検証を行うこと。

・成果指標については、年１回以上算定可能であり、市民や事業者への分かりやすさを重視して検討すること。

・指標値の算定にあたり、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

（１０）ロードマップの作成

ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの作成・基礎調査や（１）～（５）、（８）～（９）の調査・検討結果を踏まえ、２０３０年度及び２０５０年度の目標を達成し、ゼロカーボンシティを実現するため、本市において最適な施策を選定するとともに、第２次岡谷市地球温暖化対策実行計画を補完し、目標達成までの工程と具体策を明確化したロードマップを作成すること。

・施策の選定やロードマップの作成にあたっては、具体的かつ実効性を備え、積極的に関係者が参画できるものとなるよう、本市関係部署や有識者等を交えて検討を行うこと。

・令和６年度の予算編成を見据え、令和５年９月中に報告書【概要版】（案）とロードマップ【概要版】（案）を提出すること。

（１１）このほか、本業務に係る会議等への出席及び報告書類の作成等

４．成果品

（１）報告書（紙媒体および電子データ）

（２）報告書【概要版】（紙媒体および電子データ）

（３）ロードマップ（紙媒体および電子データ）

（４）ロードマップ【概要版】（紙媒体および電子データ）

（５）業務に用いた統計資料及び参考資料（電子データ（該当部分の抜粋 で可））

（６）その他、本市が必要と判断する資料

５．成果品の提出

提出先は、岡谷市市民環境部環境課とする。

６．業務上の留意事項

（１）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、岡谷市と受託候補者が協議して決定する。

（２）受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。

（３）受託者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い支援を行うこと。

（４）本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。ただし市が所有し業務に利用できる資料は貸与可能とする。受託者は 貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、 業務完了時までに返却すること。 また、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らしてはならない。

（５）受託者は、本業務で知り得た事項および関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

（６）本業務契約に基づいて作成された成果品の著作権は、本市に帰属する。

（７）本業務に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフト等を使用する場合には、あらかじめ本市と協議の上、著作権法に定められた手続きによること。

（８）本業務内容は、「第２次岡谷市地球温暖化対策実行計画」（地方公共団体実行計画（区域施策編））に反映させることを予定しているため、同計画の策定手法、方針等に留意し、実施すること。

（９）本仕様書に記載していない事項又は疑義が生じた場合には、市と協議の上、対応を決定すること。